安全保障協力に関する日豪共同宣言

- 1. 我々、日本及びオーストラリアの両首相は、ここに、包摂的で強靱な自由で開かれたインド太平洋の柱である日本及びオーストラリアとの間の極めて重要な「特別な戦略的パートナーシップ」を再確認する。
- 2. 我々は、これからの10年にわたって、我々の包括的な関与を深化し、拡大するための前向きでかつ意欲的な構想にコミットする。
- 3. 貿易、投資、防衛及び安全保障上の我々の重要な結び付き、両国の人々の間の深い親近感並びに民主主義、人権、自由貿易及びルールに基づく国際秩序という我々の共通の価値観は、日本及びオーストラリアを自然なパートナーたらしめている。
- 4. 我々は、2007年の安全保障協力に関する日豪共同宣言と2014年に打ち立てられた「特別な戦略的パートナーシップ」を通じて両国が進めてきた大きな歩みの上に取り組んでいく。
- 5. 我々は、共通の価値観及び相互の戦略的利益に対する増大するリスクに対応するため、我々のパートナーシップが引き続き進化しなければならないことを認識する。我々は、自由で開かれたインド太平洋への揺るぎないコミットメントを確認する。これは、特に以下によって下支えされる。
- 国家が平和的に国際法に従い紛争を解決し、また、主権及び領土の一体性が 尊重される、ルールに基づく秩序
- 侵略並びに国際的なルール及び規範を損なう行動を抑止する、好ましい戦略 バランス
- 国家が航行及び上空飛行の自由を行使することができ、威圧的又は不安定化をもたらす行動を受けない、国連海洋法条約を始めとする国際法の遵守に支えられた、開かれ、安定的で安全な海洋
- サイバー、宇宙、重要・新興技術、電気通信などの領域における共通の課題 に関する協力を導く、包摂的で透明性のある制度、規範及び標準
- 侵略、威圧、偽情報、悪意のあるサイバー活動その他の形態による干渉及び パンデミック、自然災害及び気候変動などのグローバルな課題に対し、強靱 な国家
- ルールに基づく市場志向型の貿易・投資システム及び多様で強靱なサプライ

チェーンに支えられた継続的な地域経済統合

- 6. これからの10年にわたって、日本及びオーストラリアは共有された目標に向けてより緊密に共に取り組む。我々は、毎年の相互的な首脳会談、外務・防衛閣僚協議、高級実務者間の対話及び情報協力を通じたものを含む、あらゆるレベルでの戦略的評価に関するやり取りを強化する。我々は、日豪の主権及び地域の安全保障上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態に関して、相互に協議し、対応措置を検討する。
- 7. 我々の二国間パートナーシップはまた、我々の安全保障、並びにインド太平洋の平和及び安定に不可欠な柱である両国それぞれの米国との同盟関係を強化する。米国との三国間協力の深化は、我々の戦略上の連携、政策調整、相互運用性及び共同能力を強化するために不可欠である。
- 8. 我々は、より洗練された共同訓練及び活動、並びにパートナーとの多国間演習、整備を含む施設の相互利用、武器等防護、人的連携及び交流を通じて、自衛隊とオーストラリア国防軍との間の、実際的な協力を拡大、深化させ、相互運用性を更に強化する。我々は、情報収集・警戒監視・偵察、人道支援・災害救援、地域のパートナーの能力構築、先進的防衛科学技術、防衛産業及びハイエンド能力に関するものを含む安全保障・防衛協力を強化する。我々は、両国の防衛当局間の、強化された運用面の協力の範囲、目的及び形態に関する議論を通じたものも含め、両国の安全保障・防衛協力の実効性を向上させるための更なる方法を探求する。
- 9. 我々は、経済の開放性の利益が、不当に利用され得る脆弱性を生み出さないことを確保するため、パートナーとの協力を強化する。我々は、クリーンエネルギー技術のためのものを含む強靱なサプライチェーンを構築し、質の高いインフラ及び透明で持続可能な貸付慣行を促進し、電気通信の安全性及び強靱性を含む重要インフラの保護を強化し、より高度な手段によるものを含む強制的技術移転に対処し、国境及び法執行における協力を強化し、並びに経済的威圧及び偽情報に対抗することにより、経済安全保障を促進する。我々は、開かれた、自由で、安全な技術環境を維持するために共に取り組む。
- 10. 日本及びオーストラリアは、サイバー防御を強化し、サイバー脅威への共通認識を向上させる。我々はまた、我々のパートナーシップにとって不可欠な、 宇宙領域及び他の戦略的能力における協力を強化する。我々は、重要サプライチ

ェーンに対するリスクに関するものを含め、国境を越える重大な組織犯罪に対抗するための法執行及び国境警備に関する協力及び情報交換を引き続き強化する。

- 11. 日本及びオーストラリアは、「核兵器のない世界」の実現を共に追求していくに当たって、核兵器不拡散条約を堅持し、強化するため互いに緊密に取り組む。
- 12. 我々は、国連安保理決議第1325号に記されている、女性・平和・安全保障アジェンダを推進する。
- 13. 我々は、インド太平洋のための我々のビジョンの実現に向けた取組を一致させるべく、インド太平洋及びそれを越える地域の他のパートナーとの協力を定着、拡大させていく。
- 14. 我々は、ASEANと協力し、また、ASEAN中心性、並びにインド太平洋に関するASEANアウトルックの本質的な原則及びその実践的な実施を支持する。我々は、太平洋諸島フォーラム(PIF)を含む既存の機関と協力しつつ、強靱性があり自律した太平洋地域を更に支援すること、及びPIFの「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」の実施を支援する。我々は、気候変動、健康安全保障、エネルギー転換、人道支援・災害対処、海洋安全保障等の分野において、地域の強靱性を構築するために協力する。
- 15. 我々は、強化された安全保障協力のためのこの意欲的な構想を実施し、 我々の「特別な戦略的パートナーシップ」の潜在力を最大限のものとしていき、 インド太平洋地域における平和と安定に貢献するために、あらゆるレベルでの 行動を主導することにコミットする。

2022年10月22日にオーストラリアのパースにおいて日本語及び英語で 二部署名し、両文書は同等の有効性を有する。

日本国政府のために

オーストラリア政府のために